



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**【訓 令】**

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

## 1 規則の概要

- (1) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、扶養親族移転料に係る旅費の調整の基準に関する規定を削除することとした。（第9条関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第36号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「であって、所属長の承認を受けたもの」を削る。

第9条第3項第6号を次のように改める。

## (6) 削除

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転について適用し、同日前に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転については、なお従前の例による。

---

**訓 令**

## 島根県訓令第8号

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

附則に次の3項を加える。

- 4 平成25年3月31日において別表の2の表の対象職員欄に掲げる職員であって、同年4月1日において同表の対象職員欄に掲げる職員でなくなった職員のうち貸与品管理者が別に定めるものに対しては、当分の間、第9条本文の規定にかかわらず、貸与品の返納を要しない。
- 5 平成25年3月31日において別表の2の表の対象職員欄に掲げる職員であって、同年4月1日において別表の対象職員欄に掲げる職員でなくなった職員のうち貸与品管理者が別に定めるものに対する貸与品の貸与については、貸与品管理者が別に定める。
- 6 平成25年3月31日において別表の2の表の対象職員欄に掲げる職員であって、同年4月1日において同表の対象職員欄に掲げる職員でなくなった職員のうち別表の1の表の対象職員欄に掲げる職員となった者で貸与品管理者が別に定めるものに対する貸与品の貸与については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、貸与品管理者が別に定める。

別表の1の表1の項及び2の項中「総務部消防防災課」を「防災部消防総務課」に改め、同表4の項を次のように改める。

4	消防学校に勤務する職員	冬制服（上、下）	1着	3年
		夏制服（上、下）	2着	3年
		救助服（上、下）	2着	3年
		活動服（上、下）	4着	3年
		制帽（冬、夏）	1個	3年
		アポロキャップ	2個	3年
		安全帽	1個	3年
		安全靴	1足	3年
		制服用ネクタイ	1個	3年
		ベルト（冬、夏、救助、活動）	1個	3年

別表の1の表5の項中「資源環境グループ、鳥獣対策グループ、森林保護育成グループ及び木材利用グループ」を「資源環境科、鳥獣対策科、森林保護育成科及び木材利用科」に、「資源環境グループで」を「資源環境科で」に改め、同表16の項中「特産開発グループ」を「特産開発科」に改め、同表23の項中「栽培漁業グループ」を「栽培漁業科」に改め、同表25の項中「熱制御システム開発プロジェクトチーム、新エネルギー応用製品開発プロジェクトチーム、プラズマ熱処理技術開発プロジェクトチーム、ICT技術開発プロジェクトチーム、材料技術グループ、環境技術グループ、生産技術グループ、電子・電気技術グループ若しくは情報・ヒューマンアメニティグループ又は浜田技術センター無機材料・資源グループ若しくは機械・電気・環境グループ」を「材料技術科、環境技術科、生産技術科、電子・電気技術科若しくは情報・ヒューマンアメニティ科又は浜田技術センター無機材料・資源科若しくは機械・電気・環境科」に改め、同表27の項中「高規格道路事務所」を「浜田港湾振興センター」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。